

G P A (グレード・ポイント・アベレージ) 運用規定

(目的)

第 1 条 「群馬医療福祉大学学則」第 38 条および「群馬医療福祉大学短期大学部学則」第 30 条に基づき、群馬医療福祉大学および群馬医療福祉大学短期大学部（以下、本学）における評価の基準および客観的かつ厳正な成績評価を目的とする Grade Point Average（以下、G P A）等、評価に関わる事項について定められている。この規定では、GPA の運用にあたり、評価の適切性を示すものである。

(成績評価)

第 2 条

学習の評価は、秀、優、良、可および不可とし、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。合格した場合は、その授業科目に所定の単位とグレードポイントを与える。

表示は文字（S = 秀、A = 優、B = 良、C = 可、P = 合格、D = 不可）となる。

(評価の基準)

第 3 条

判定	成績表示	成績評価基準	GP	成績評価内容
合格	S	90 ~ 100 点	4.0	特に優れた成績
	A	80 ~ 89 点	3.0	優れた成績
	B	70 ~ 79 点	2.0	妥当と認められる成績
	C	60 ~ 69 点	1.0	合格と認められる成績
	P	—	—	合格と認められる成績(合格 / 不合格科目)
不合格	D	59 点以下	0.0	合格と認められる成績に達していない
		試験欠席	0.0	試験等を欠席
		失格	0.0	出席回数が基準を満たしていない

(対象科目)

第 4 条

- ① 履修申告・登録した授業科目すべてを対象とする
- ② 編入等に関する認定科目は GPA の対象科目より除外する
- ③ 合否科目に関しては GPA の対象科目より除外する

(算出方法)

第 5 条

GPA の算出は、「学期ごと」および「通算」で行う。

[期ごとの GPA 算出方法]

(当該学期で履修登録した GPA 対象科目の GP×その科目の単位数) の合計

当該学期で履修登録した GPA 対象科目の単位数の合計

- ① GPA は小数点第 3 位を四捨五入し、小数点 2 位までを表示する。
- ② GPA 対象科目で D (不可) は母数に含む。
- ③ 通年科目は後期に含め GPA を算出する。
- ④ D (不可) となった科目を再履修した場合は、再履修した当該科目の対象学期の対象科目に含め、GPA を算出する。
- ⑤ 前項の場合、D (不可) となった学期の GPA は変更しない。

[通算の GPA 算出方法]

通算の GPA 算出は、在学中に (評価がでた時点) 履修申請・登録したすべての GPA 対象科目に基づき算出する。

(在学中 (評価が出た時点) に履修登録した GPA 対象科目の最新 GP×その科目の単位数) の合計

(在学中 (評価が出た時点) に履修登録した GPA 対象科目の単位数) 合計

- ① GPA は小数点第 3 位を四捨五入し、小数点 2 位までを表示する。
- ② GPA 対象科目で D (不可) は母数に含む。
- ③ 通年科目は後期に含め GPA を算出する。
- ④ 再履修した場合は、1 科目としてカウントする (ダブルカウントはしない)。
- ⑤ 再履修した科目の GPA は、最新の評価に基づく値とする。

(GPA 計算例)

科目名	単位	単位	ポイント数
基礎演習 I	1	A	$1 \times 3.0 = 3.0$
ボランティア活動 I	2	S	$2 \times 4.0 = 8.0$
英語	2	D	$2 \times 0.0 = 0.0$
情報処理 I	1	C	$1 \times 1.0 = 1.0$
運動学実習	2	P	—
	合計 6 単位		合計 12.0 ポイント

GPA 値 = $12 \div 6$ 単位 = 2.0

(取消期間)

第 6 条

履修登録後に取消期間を設定する。期間内に申請をして取消された科目は GPA には算入しない。ただし、期間内に取り消しをせず授業回数の 3 分の 1 (一部例外あり) を超えて欠席した場合は「D」(失格) となる。

(GPA 評価の妥当性)

第 7 条

[評価基準]

- ① 評価平均を 55~70 点とする。
- ② S は、15%未満とする。
- ③ A 以上を 35%未満とする。
- ④ 合否科目に関しては、その割合は問わない。

* 尚、web による成績入力時に、前述の基準を満たさない場合、登録できないシステムとする。ただし、理由を記し、正当性が認められた場合、登録可能とする。

附 則

この規程は令和元年 8 月 1 日から施行する。

ただし、合否科目における P の成績評価は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。